

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和 8年 2月 25日

一般社団法人全日本囲碁連合 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。

<https://jgof.or.jp/outline/>

<https://jgof.or.jp/regulations/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	・JOC（2025年11月に承認団体として加盟）、日本スポーツ協会（審査中）への加盟も踏まえて策定を進めて、当法人の理事会での承認を行った後、2026年10月を目途に公開をする。	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	・JOC（2025年11月に承認団体として加盟）、日本スポーツ協会（審査中）への加盟も踏まえて策定を進めて、当法人の理事会での承認を行った後、2026年10月を目途に公開をする。	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・専門家と役員間において、正しい情報の共有をし、毎年度単位で事業評価を行っている。財務に対する過去の実績、現在の状況、また将来の見通しを立て、収支の比較分析を行うとともに、年度ごとに正味財産の増減状況を把握し、財務健全性を確保している。しかし、計画は未整備のため、今後、中長期計画の策定時に、財務に関する内容を盛り込むよう検討する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の総数は6名、うち外部理事は0名(0%)、女性理事は2名(33.3%)となっている。現在、女性理事数名、外部理事を含む理事の人数の拡大について、今後議論を進めていく予定である。外部理事の登用は、すぐに目標割合の達成は難しいため、関係各所と連携を取り、段階的に取り組みを行っていく予定である。 ・業務執行理事として代表理事1名として女性を任用しているが、外部理事も含め、女性の任用拡大に今後取り組んでいく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人は一般社団法人のため、評議員会を設置していない。 	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>2025年12月にアスリート(棋士)委員会を設置し、男性(委員長:1名、副委員長:2名、委員:4名)、女性(委員:4名)の計11名で構成している。</p> <p>現在、アスリート委員会のメンバーからの意見を当法人の主要な事業である選手強化合宿の実施メニュー等に反映している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・棋士委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・理事の人数を6人と定款で定めており、コンパクトな運営を心掛けている。	
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	・現在は設けていないが、理事・監事の改選期となる2027年6月末を目途に今後の方針に関して検討を進める。	
	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	・法人を設立してまだ約6年のため、該当者はいない。 ・理事・監事の改選期となる2027年6月末を目途に今後の方針に関して検討を進める。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、役員候補選考委員会は設けていない。 ・理事・監事の改選期となる2027年6月末を目途に女性理事・外部理事の任用拡大と併せて、設置の検討を進める。 	
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・定款をはじめ各種規程を整備して、施行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・コンプライアンス規程 ・内部通報制度運用規程 ・処分規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・定款で定めている内容以外に、理事会運営規程、事務局規程、経理規程などを施行して、その規程に従い法人運営を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定款 ・理事会運営規程 ・事務局規程 ・経理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	・定款で定めている内容以外に、稟議規程、印章取扱規程、出張旅費規程を施行している。	・定款 ・稟議規程 ・印章取扱規程 ・出張旅費規程
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	・当法人の役員は無報酬のため、該当しない。	・定款
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	・定款で定めている内容以外に、寄附金等取扱規程を施行している。	・定款 ・寄附金等取扱規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金等取扱規程を整備している。 ・ 2026年3月に賛助会員規程についても整備を進める方針。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款 ・ 寄附金等取扱規程
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2023年のアジア競技大会の選手派遣に併せて、選手選考規程を2021年7月1日に施行をした。 ・ 内部通報制度運用規程を2021年7月1日より施行し、通報窓口を設置した。 ・ 処分規程も2021年7月1日より施行している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選手選考規程 ・ 内部通報制度運用規程 ・ 処分規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判員が必要な大会については、当法人の各構成団体（日本棋院、関西棋院、日本ペア碁協会）が実施しており、当法人が直接主催していないため、未整備である。 ・ 現状では、日本棋院・関西棋院の審判員（立会人）の規則に基づいて対応している。 	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談全般について、監事1名が弁護士であり、その他の弁護士とも相談できる関係があり、業務遂行上懸念がある時は、いつでも相談できる体制を整えている。 ・財務会計部門においては、税理士法人に定期的な財務・税務等の専門的な監査や助言を受けることができる。 	
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年7月1日より倫理委員会を設置している。 ・ただし現状では当法人が主催の大会がないため、定期的な開催はできていない。今後、定期的な開催ができるよう検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会規程 ・コンプライアンス規程
21	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理委員会の委員長に弁護士1名を配置している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿 ・組織図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・役職員を対象としたコンプライアンス規程を2021年7月1日に施行している。 ・今後、役員・職員それぞれに向けたコンプライアンス教育を実施する機会を設ける方向で、 現在実施を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス規程
23	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコン プライアンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年のアジア競技大会に参加した際には、選手向けのコンプライアンス教育を行った。 ・今後、当法人からアジア競技大会等に選手を派遣する際にはコンプライアンス研修会を実施して、 啓蒙を行っていく予定。 	
24	[原則5] コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・当法人が主催する大会が現状ではなく、当法人の各構成団体が主催する大会では審判を採用してい る。 ・そのためまだ審判員制度の整備を行っていない状況であるが、今後主催する大会が開催されること になった際には、速やかに審判員規程を整備し、その規程をもとに審判員となった人材へのコンプラ イアンス教育を進めていく予定である。 	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談全般について、業務遂行上懸念がある時は、いつでも弁護士に相談できる体制を整えている。 ・財務会計部門においては、税理士法人に定期的な財務・税務等の専門的な監査や助言を受けることができる。 	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・税理士法人に財務・経理のチェックを受けており、年に1回監査も実施している。 	
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年度に初めて、補助金を申請して利用をする予定である。 ・適切な使用のために求められる法令、ガイドラインを遵守して対応する。 	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	・HPにて貸借対照表のほか、法令に基づく開示を行っている。	・収支決算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・2021年7月1日に選手選考規程の施行を行いHPでの情報開示を行っている。 ・2023年の第19回アジア競技大会に参加した際には、HPなどで積極的な周知を行ったが、今後当法人から選手を派遣する場合には、HPおよび必要に応じて説明会等を実施していく予定である。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	・スポーツ庁ガバナンスコードの遵守状況自己説明をHPにて公開をしている。	・一般社団法人全日本囲碁連合 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>順守状況の自己説明

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款において、理事の利益相反取引に関する制限の条項を整備している。職員と選手に関しては現在規程がないため、利益相反ポリシーの整備を2028年3月末までに行う予定。 ・ なお2019年10月の法人設立以降、他団体や企業との契約は行っていないため、利益相反に当たる契約等は一切ない。 	・ 定款
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款において、理事の利益相反取引に関する制限の条項を整備している。 ・ ただ利益相反ポリシーはまだ整備できていないため、2028年3月末までに整備を済ませる予定。 	・ 定款
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年7月1日より内部通報制度運用規程を施行している。 	・ 内部通報制度運用規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士を委員長とする倫理委員会を設置しており、通報があった場合調査を行うことになっている。 ・ なお2019年10月の法人設立以降、調査が必要な事案は発生していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会規程 ・ 組織図
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	2021年7月1日に処分規程を施行し、HPに規程を掲載し周知を開始した。選手選考に並行して、対象者への情報共有を行い周知をより進めていく。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ・処分審査を行う倫理委員会の委員長は弁護士であり、今後倫理委員会の委員に数名の有識者を追加で選任して、審査員とする予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織図
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ仲裁自動応諾条項については、2025年11月にJOCの承認団体として加盟したことに伴い、今後理事会で検討し、速やかに対応していく予定。 ・なお、2019年10月に法人が設立されてから、問題は発生していない。 	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	・スポーツ仲裁自動応諾条項については、2025年11月にJOCの承認団体として加盟したことに伴い、今後理事会で検討し、速やかに対応していく予定。	
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	・現状はまだ未整備の状況であるが、2028年6月末までに危機管理を専門に扱う委員会を設置し、併せて危機管理マニュアルを策定する。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	・現状は不祥事も生じておらず、また危機管理体制を整備していない。 ・2028年6月末までに危機管理マニュアルを整備する際に併せて体制を整える。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理の対応をする専門委員会を、2028年6月末までに設置する予定。 ・その際は弁護士である倫理委員会の委員長が兼任する予定。 	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・2025年12月に地方支部団体規程を制定し、各都道府県の支部との権限関係を明確化している。 ・2026年2月に支部として設置が完了した都道府県支部および今後追加していく支部に対して、必要に応じて助言や指導当を行っていく予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方支部団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ・2026年2月に支部として設置が完了した都道府県支部および今後追加していく支部に対して、必要に応じて情報提供や研究会を実施するなどの支援を行って行く予定。 	